



---

# オーハシテクニカグループ サプライヤー サステナビリティガイドライン

---

株式会社オーハシテクニカ

2025 年 11 月

## 目次

1. はじめに	1
2. オーハシテクニカグループ ミッション・ステートメント	2
3. オーハシテクニカグループ ESGポリシー	2
4. オーハシテクニカグループ 環境方針	3
5. オーハシテクニカグループ 人権方針	4
6. オーハシテクニカグループ コンプライアンスガイドライン	5
7. 本ガイドラインの運用	6
8. サプライヤーサステナビリティガイドラインの分野別要請項目	8
1) 法令遵守・企業倫理	8
(1) 法令遵守および国際規範の尊重	8
(2) 競争法の遵守	8
(3) 腐敗防止	8
(4) 個人情報・秘密情報の管理・保護	8
(5) 輸出入取引管理	8
(6) 責任ある鉱物・原材料調達	8
(7) 知的財産の保護・尊重	9
(8) 偽造部品の排除	9
(9) 利益相反への適切な対応	9
(10) 通報・相談窓口の整備	9
2) 人権と労働者の権利	9
(1) 国際人権規範の尊重	9
(2) 差別の禁止	9
(3) ハラスメントの禁止	9
(4) 児童労働の禁止	9
(5) 強制労働の禁止	10
(6) 責任ある採用	10
(7) 賃金および福利厚生	10
(8) 長時間労働の禁止	10
(9) 従業員との対話・協議	10
(10) 多様性・公平性・包括性	10
3) 労働安全衛生	11
(1) 安全・健康な労働環境	11
(2) 労働災害および疾病	11
(3) 緊急時への備え	11

(4)	産業衛生	11
(5)	身体に負荷のかかる作業	11
(6)	機械の安全対策	11
(7)	安全衛生のコミュニケーション	11
(8)	衛生設備、食事および住居	11
4)	環境	12
(1)	環境法令の遵守	12
(2)	環境マネジメントシステムの構築	12
(3)	温室効果ガスの排出削減	12
(4)	大気汚染物質の排出管理	13
(5)	適切な水管理	13
(6)	資源の効率的・循環的利用	13
(7)	化学物質管理	14
(8)	生物多様性の保全	14
5)	安全・品質	14
(1)	消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供	14
(2)	製品・サービスに関する適切な情報の提供	14
(3)	製品・サービスの安全確保	15
(4)	製品・サービスの品質確保	15
6)	事業継続計画（BCP）	15
(1)	事業継続計画（BCP）の策定と準備	15
7)	情報開示	15
(1)	ステークホルダーへの情報の開示	15
8)	社会貢献	15
(1)	地域社会との調和	15
9.	本ガイドラインに関するお問い合わせ先	16

○ オーハシテクニカグループ サプライヤーサステナビリティガイドライン同意確認書

○ サステナビリティに関わる管理責任者および担当者の登録変更届

……最終頁

# 1. はじめに

地球温暖化・グローバル化・デジタル化などの環境変化に端を発するさまざまな社会問題を背景に、「企業の社会的責任」に対する世論の関心が年々高まりつつあります。国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)などの国際規範は、各国の経済外交政策を反映した人権環境法令へと進化しつつあり、この規範を遵守することは、今や企業が存続する為の必須条件となってきました。

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献し、すべてのステークホルダーの皆さまから信頼される企業グループを目指しており、E S G〔Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス)〕への対応を重要な経営課題の一つとして位置付けております。2021年9月には「オーハシテクニカグループ E S G ポリシー」を制定し、当該ポリシーに則って E S G の視点から解決すべき重要課題 (マテリアリティ) を特定し、その課題解決に向けた取り組みを積極的に推進しております。

一方で、サステナビリティの推進は当社グループのみで完結できるものではありません。製品やサービスを提供くださるお取引先様に私たちの考え方をご理解いただき、協力しながら、サプライチェーン全体で取り組んでいくことが不可欠です。

以上を踏まえ、今般、お取引先様と一体となったサステナビリティ活動を推進していくことを目的として、お取引先様に遵守いただきたい E S G に関わる事項を整理した「オーハシテクニカグループ サプライヤー サステナビリティガイドライン」(以下、本ガイドライン) を制定いたしました。

本ガイドラインに基づき、事業活動を推進することは、サプライチェーンの環境面・人権労働・コンプライアンス遵守等のリスクを回避・低減するだけでなく、価値ある製品・サービスを安定的に提供するためのサプライチェーン強化を図ることとなり、お取引先様と当社グループの相互繁栄の基盤になると考えています。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、当社グループと共にサステナビリティを重視した事業活動の推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

2025年11月

## 2. オーハシテクニカグループ ミッション・ステートメント

もっという車を作ろうとしている人に  
もっという部品をお届けします  
車づくりに欠かせない  
会社を目指して

当社グループは、当社グループを支えてくださった全ての方々への「感謝」と「車づくりに欠かせない会社を目指す」という「決意」を胸に「ミッション・ステートメント」を定めました。

自動車業界は100年に1度と言われる変革期にあり、環境変化は日増しに加速し事業は複雑性を増しています。こうした状況の中、企業が持続的に存続する前提として、事業拡大（掲示的価値の追求）だけでなく、E S G経営の推進による企業価値向上とサステナブル社会の実現への貢献（社会的価値の創造）が不可欠となっています。

当社グループは、これら2つの価値の両立によりミッション・ステートメントの実現を目指してまいります。

## 3. オーハシテクニカグループ E S Gポリシー

当社グループは、自社が保有する技術・ノウハウを活用した新たな価値の創造と、次に掲げるE S Gを重視した健全な事業活動を通じて、「当社の経済的価値と社会的な価値」の最大化を図り、社会と当社グループの持続的な成長を目指します。

※ 本ポリシーの具体的な内容は以下をご参照ください。

[https://www.ohashi.co.jp/ja/news/news2021\\_09\\_28/main/0/link/hp.pdf](https://www.ohashi.co.jp/ja/news/news2021_09_28/main/0/link/hp.pdf)

### 1. Environment（環境）

環境に係わる国内外の法令・規制を遵守するとともに、気候変動への対応、省資源・廃棄物削減対応、化学物質管理、生態系保護等、環境問題の解決に積極的に取り組みます。

### 2. Social（社会）

すべてのステークホルダーの基本的な人権を尊重することを宣言します。

そして、国際的な行動規範等を尊重しつつ、高い倫理観をもって行動します。

また、従業員の労働環境、安全、衛生について十分に配慮し、更なる改善に努めます。

### 3. Governance（ガバナンス）

国内外の法令・規制を遵守し、公正かつ良識ある企業活動を行います。

経営の透明性確保や、危機管理の徹底のために適切な体制を整備します。

## 4. オーハシテクニカグループ 環境方針

環境方針は当社グループにおける環境への取組みの基本となる考え方です。この方針の中で「環境理念」、「環境基本方針」を定め、環境保全に取り組んでいます。

### ■ 環境理念

1. 地球環境に配慮した企業経営
2. 環境保全と製品品質のリンク
3. 全社員のモラルアップと地球環境改善意識の向上

### ■ 環境基本方針

1. 省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の削減、リサイクルの推進、供給企業先からの「グリーン調達」拡大化により、地球環境保全の向上に努めます。
2. 環境管理体制を整備し、継続的改善と汚染の予防に努めます。
3. 環境法規制及び利害関係者との同意事項を遵守します。
4. 活動の推進に当っては、環境目的・目標を設定し進めます。また、定期的に見直しを実施いたします。

本方針を実施し、維持すると共にこれを当社で働く又は、当社のために働く人（派遣社員等）に周知徹底を図り、社外に対し積極的に開示します。

## 5. オーハシテクニカグループ 人権方針

### 【基本方針】

当社グループは、「ESGポリシー」において全てのステークホルダーの基本的人権を尊重することを宣言しています。

さらに当社グループは、国連の「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）、ILO（国際労働機関）の「多国籍企業宣言」・「労働の基本的原則及び権利に関する宣言」、国連の「グローバル・コンパクト10原則」・「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権尊重の取組みを継続して推進することを約束します。

#### 1. 適用範囲

本方針は、オーハシテクニカグループの全ての役職員に適用されます。また、オーハシテクニカグループのビジネスパートナーに対しても、本方針を支持し、人権尊重に努めていただくことを求めます。

#### 2. 適用法令の遵守

オーハシテクニカグループは、事業活動を行う各国・地域における法令及び規則を遵守します。各国・地域の法令等と国際人権基準と矛盾する場合は、現地法令等を遵守しながら、国際人権基準を最大限尊重する方法を追求します。

#### 3. 人権デュー・デiligence

オーハシテクニカグループは、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従って人権デュー・デiligenceの仕組みを構築し、自らが社会に与える人権への負の影響を特定し、その防止および軽減を図ります。

#### 4. 救済

オーハシテクニカグループの事業活動が人権への負の影響を引き起こした場合、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

#### 5. 教育・研修

オーハシテクニカグループは、本方針の実効性を確保するために、適切な教育・研修を行います。

#### 6. 責任者

オーハシテクニカグループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実効性を担保します。

#### 7. ステークホルダーとの対話

オーハシテクニカグループは、人権に関する潜在的および実際の影響に対する措置について、関連するステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

#### 8. 情報開示

オーハシテクニカグループは、本方針に基づく人権尊重の取組みの進捗を継続的に開示します。

## 6. オーハシテクニカグループ コンプライアンスガイドライン

当社グループは、社員が法律や社会ルールやマナーを守るためのひとつの行動基準として「コンプライアンスガイドライン」を制定し、全社員へ徹底を図っています。

### ■ コンプライアンスガイドライン

#### 1. 法令・規則の遵守について

私たちは、国際社会の一員としての自覚を持ち、国内外の法令および社会規範、社内規則を遵守し、また社会人として良識を持って行動します。

#### 2. 人権の尊重

私たちは、人権を尊重し差別・ハラスメントを行いません。また、お互いの人格・個性を尊重し、明るく開かれた職場環境を作ります。

#### 3. 地球環境への配慮

私たちは、環境保全に関する法令を遵守します。  
また、地球環境に配慮した企業活動を行います。

#### 4. 情報の保護

私たちは、会社の秘密情報、顧客情報および個人情報に厳重に管理し、第三者に漏えいしたり、業務以外の目的に使用したりしません。  
また他人情報の不正取得や知的財産権を侵害することはしません。

#### 5. 利益相反行為と公私のけじめ

私たちは、競合他社や取引先を利することで会社と利害対立する行為や自分のために会社と取引することはしません。  
また会社の財産や情報システムなどを業務以外の目的で使用しません。

#### 6. インサイダー取引禁止

私たちは、インサイダー取引は法令に違反する行為であり、また投資家や取引先の信頼関係を損なう行為であることを理解し、これを行いません。

#### 7. 反社会的勢力への対応

私たちは、総会屋・暴力団等の反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引もしません。

#### 8. 公正な経理処理

私たちは、行為の事実に基づいて適正な経理処理を行います。

#### 9. 内部通報

私たちは、上記に違反する行為を行っていることを知ったときは、コンプライアンス・リスク管理チーム、監査等委員、またはコンプライアンス担当弁護士に報告・相談します。

## 7. 本ガイドラインの運用

本ガイドラインは、当社グループのミッション・ステートメント、E S Gポリシー、環境方針、人権方針、コンプライアンスガイドラインに加え、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言、国際人権章典（世界人権宣言および国際人権規約）、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業ガイドラインなど、国際的に広く認知されている国際規範やフレームワークを参照し、お取引先様とのお取引を通じて共に取り組んでいきたいと考える基本的な事項を整理したものです。

### <適用範囲>

本ガイドラインは、当社グループが調達するすべての製品・資材・原材料・サービスに関わるお取引先様に適用されます。なお、本ガイドラインにおける「従業員」とは正社員、契約社員、短時間労働者、アルバイトなどの直接雇用者を指し、「労働者」とは、直接雇用者に加え、派遣労働者、請負労働者などの間接雇用者を含みます。

### <運用のための要請項目>

#### 1) マネジメント体制の構築

本ガイドラインの分野別要請項目に応じた取り組みを推進するために必要な社内体制を構築し、適切な運用を通じて継続的な改善をお願いいたします。

#### 2) サプライチェーンの管理

本ガイドライン、または本ガイドラインの内容を包含するお取引先様の方針・規範・ガイドライン類を、貴社の取引先（受託事業者）に対して周知するとともに、取引先の実態把握に努め、問題が発覚した場合には是正の取り組みをお願いいたします。

また、安定供給や安全・品質を確保し、人権・環境課題などへ対応するために、直接の取引先のみならず必要に応じて上流の取引先や原材料の原産地の情報を収集し、供給する製品・サービスに関するサプライチェーンのトレーサビリティ（追跡可能性）の確保に努めていただきますようお願いいたします。当社グループがこれらの情報提供をお願いした場合、製品やサービスの原材料や取引先の情報の回答に向け最善の努力をお願いいたします。

#### 3) 対応状況の確認

本ガイドラインの対応状況は、当社グループが今後実施するモニタリング調査（自己評価アンケート調査、現地調査、第三者監査など）により確認を行わせていただく場合があります。モニタリング調査はリスクの潜在箇所の特定制のみならず、模範的取り組みの共有など、継続的な対話・協働を通じたサプライチェーン全体の持続可能性を高めることを目的に実施いたします。

お取引先様におかれましては、活動状況を証明する文書および実施記録を作成し、適切に保管いただきますようお願いいたします。

また、モニタリングの一環として当社グループまたは当社グループが指名した第三者よりそれらの文書および記録の開示・共有、施設内への立ち入り調査、労働者への聞き取り調査を行う場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。万が一、本ガイドラインに反する問題が発生した場合には、迅速に当社グループ担当者へご報告いただくとともに、改善にお取り組みいただきますようお願いいたします。

#### **4) 本ガイドラインへの同意**

当社グループは、モノづくりを支えていただいているサプライチェーン全体で、本ガイドラインの遵守に取り組めます。お取引先の皆様におかれましても、本ガイドラインを熟読・理解いただき、共に取り組みを推進していただきたいと考えております。

本ガイドラインを受け取られたすべてのお取引先様には、この考えに同意し、供給いただくすべての製品・サービスに関して、本ガイドラインの要請に準ずることの確認として、同意確認書へのご署名、ご提出をお願いいたします。

#### **5) サステナビリティに関わる管理責任者（不在の場合は環境管理責任者）および担当者の届出**

お取引先様におけるサステナビリティに関する活動を管理する責任者様およびご担当者様のご登録をお願いいたします。（不在の場合は、環境管理責任者様および環境管理担当者様をご登録ください）尚、登録内容の変更がありましたら、随時、登録変更届をご提出ください。

## 8. サプライヤーサステナビリティガイドラインの分野別要請項目

### 1) 法令遵守・企業倫理

#### (1) 法令遵守および国際規範の尊重

各国・地域の法令を遵守するとともに、国際規範を尊重する。

コンプライアンス徹底のために、方針や体制、ガイドライン・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

#### (2) 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占や不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

#### (3) 腐敗防止

贈収賄、談合、マネーロンダリング、不正経理、横領等のあらゆる形態の腐敗行為を行わず、また第三者を介してこれら腐敗行為に加担しない。

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係を保つとともに、不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭等の授受・供与を行わない。

#### (4) 個人情報・秘密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報および顧客・第三者の秘密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。また、サイバーリスクに対する適切な対策を講じ、情報漏えいや被害の発生・拡大を防止する。

#### (5) 輸出入取引管理

各国・地域の法令や経済制裁に関する法律を含む慣用法に従い、規制される技術・物品等の輸出入について適切な手続・管理を行う。

#### (6) 責任ある鉱物・原材料調達

製品に含まれるスズやタンタル、タングステン、金、コバルトなどの鉱物資源や調達する原材料が、人権や環境へ負の影響を及ぼしていないことを適切な方法で確認する。

(7) **知的財産の保護・尊重**

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

(8) **偽造部品の排除**

取引先からの納入品に偽造部品や偽材料が混入するリスクを最小化するため、有効な検知プロセスを確立し、適切な管理を行う。

(9) **利益相反への適切な対応**

利益相反が生じる、またはそのおそれがある場合、状況を速やかに報告し、利益相反の回避に努める。

(10) **通報者保護**

従業員や仕事関係者が苦情処理をしたことによって、解雇、脅迫、嫌がらせ等不利益な行動の対象にならないように保護する。

## 2) 人権と労働者の権利

(1) **国際人権規範の尊重**

人権に関する国際規範を支持、尊重する。

これらの国際規範と法規制の要求事項が相反する場合には、法令を遵守しつつ、国際的に認められている人権を尊重する方法を追求する。

(2) **差別の禁止**

国籍、人種、民族、年齢、性別、出身国籍、宗教、障がい、性的指向・性自認等を理由とした差別を一切行わず、就業や雇用における機会均等を損なわない。

(3) **ハラスメントの禁止**

職場における、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントなどのあらゆる形態のハラスメントや、暴力、暴言、身体的・精神的威圧などの非人道的な扱いを一切許容しない。

(4) **児童労働の禁止**

各国・地域の法令による就労可能年齢、義務教育終了年齢、または15歳のいずれかの内、最も高い年齢に達していない児童の労働を認めない。また、18歳未満の若年労働者を危険有害労働に従事させない。

(5) **強制労働の禁止**

すべての労働は自発的であることおよび従業員が自由に離職できることを保障し、あらゆる形態の強制労働を認めない。

(6) **責任ある採用**

関連法令を遵守し、倫理的な慣行に基づいた採用を行う。人材仲介業者を利用する場合は、労働者の権利を尊重する適切な許認可を取得した仲介業者を用いる。

(7) **賃金および福利厚生**

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに努める。

(8) **長時間労働の禁止**

従業員の労働時間(超過勤務を含む)および休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守し、適正に管理することで過度な労働時間を禁止する。

(9) **従業員との対話・協議**

従業員の結社の自由（結社しない権利を含む）および団体交渉権を尊重し、従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話を行う。

(10) **多様性・公平性・包括性**

多様な人材の活躍を重要な経営基盤の一つとして位置づけ、人材の多様性を確保・維持するために、一人ひとりに応じた公平な機会を与え、違いを受け入れる包括性をもった社内文化を育むことに努める。

### 3) 労働安全衛生

(1) **安全・健康な労働環境**

関連法令を遵守することに加え、職場の安全・健康に対するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって、労働者の身体的・精神的な安全・健康を確保する。

(2) **労働災害および疾病**

労働災害および労働疾病を防止するために、事故やトラブル等が発生した際には、発生状況を正しく把握し、適切な対策を講じる。

(3) **緊急時への備え**

人命および身体の安全を損なう恐れのある緊急時に備え、被害を回避・最小化するために必要な行動手順の作成や安全対策を講じ、職場内に周知徹底する。

(4) **産業衛生**

人体に有害な影響を及ぼす恐れがある化学物質、騒音、悪臭等に接する状況を特定し、適切に管理する。

(5) **身体に負荷のかかる作業**

身体に負荷のかかる作業、健康被害を生じる恐れのある作業を特定し、労働災害や疾病の発生を防止するために、適切に管理する。

(6) **機械の安全対策**

職場で使用する機械や設備に関する危険源を特定し、適切な安全対策を講じる。

(7) **安全衛生のコミュニケーション**

労働者の安全・健康を損なう恐れのある危険源について、労働者が学ぶことができる教育・訓練機会を、労働者が理解できる言語で提供する。また、労働者が職場の安全に関して懸念や意見を伝えられる仕組みを整備する。

(8) **衛生設備、食事および住居**

労働者に衛生的なトイレ施設と飲料水を提供する。また、食事や住居を提供する場合は、安全で衛生的な環境を保つ。

## 4) 環境

### (1) 環境法令の遵守

各国・地域の法令を遵守するとともに必要な許認可等を取得・維持し、その運用および報告に関する要請を遵守する。

### (2) 環境マネジメントシステムの構築と運用

地球との共生を目指し、2050年の社会が豊かで持続可能な社会であるために、環境に関する全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善することで、環境負荷を抑制する。

#### 【具体的な対応】

- ① ISO14001又はそれに準じた外部認証（エコアクション21、K E S、エコステージ等）の取得をお願い致します。

外部認証未取得の取引先様はISO14001と同レベルの環境マネジメントシステムの構築と運用をお願いいたします。

- ② 環境マネジメントの推進においては、納入製品・サービスのライフサイクル全体（※1）への考慮（※2）をお願いいたします。

#### ※1 ライフサイクル全体とは

納入製品に関わる購入資材、生産、物流、車両（完成品）等組立、車両(完成品)の使用、廃棄・リサイクルまでの全ての工程を指します。

#### ※2 考慮の対象となる環境関連項目（次項以下の項目）

「(3)温室効果ガスの排出削減」、「(4)大気への排出」

「(5)水環境インパクトの削減」、「(6)資源の効率的・循環的利用」

「(7)化学物質管理」、「(8)生物多様性の保全」

- ③ 環境パフォーマンス確認のため、部品、原材料製造時のエネルギー使用量、GHG、NOxの大気への排出量、廃棄物量など環境関連データの提出をお願いする場合がありますので、その際はご対応をお願いいたします。

### (3) 温室効果ガス（GHG）の排出削減

自社の事業活動に加え、製品・サービスのライフサイクルを通じて、省エネおよび再生可能エネルギーの利用拡大を推進し、エネルギー消費量およびGHG排出量を削減する。

【具体的な対応】

- ① 購入資材におけるGHG排出量の削減  
部品の軽量化などによる原材料使用量削減、GHG排出量の少ない原材料の活用促進、再生材の活用促進、バイオマス素材の活用促進などの取組みをお願いいたします。
- ② 各拠点（国内外の「工場、研究施設、事務所、営業所、物流施設、子会社・関連会社」）において使用する燃料、電気等のエネルギーの削減を進めてください。

(4) **大気汚染物質の排出管理**

大気汚染に関する法令に基づき、大気汚染物質の排出を適切に管理し、排出量を削減する。

(5) **水環境インパクトの削減**

水使用や廃水に関する法令を遵守するとともに、各国・各地域の水環境を踏まえて継続的にインパクト（影響）を評価する等、水資源を適切に管理し、効率的に利用することで水使用量を削減する。また、あらゆる廃水は、排出または廃棄前に適切に処理し、汚染物質の排出を防止または削減する。

【具体的な対応】

各国、各地域の水環境事情を考慮し、各拠点（国内外の「工場、研究施設、事務所、営業所、物流施設、子会社・関連会社」）における水リスクを量と質の観点から評価した上で、以下等の取組をご実施いただき、水環境インパクトの削減をお願い致します。

- ・水使用量削減
- ・雨水の利用
- ・工場等での水の循環利用
- ・排水の水質維持と向上
- ・取水源の保全

(6) **資源の効率的・循環的利用**

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、事業活動で使用する資源の効率的・循環的利用を通じて廃棄物最終処分量を削減する。

## (7) 化学物質管理

人体やその他の生物、環境に対して悪影響を及ぼすおそれがある化学物質を特定し、適切に管理する。製品、副資材（防錆油、洗浄剤、シール剤等の使用により製品に残存する化学物質）、梱包・包装資材については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国・地域において含有しない。製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

### 【具体的な対応】

- ① 当社は製品含有化学物質に関する調査を以下のタイミングで依頼しますので、ご回答をお願いいたします。
  - ・当社製品の新規立上げ時
  - ・製造条件変更（材質変更、重量変更等）の発生時
  - ・化学物質関連法規制の制定・改訂時
  - ・当社の顧客から要請があった時なお、上述以外でも法律の動向、公的機関からの要請、当社の監査関連等の諸事情により当該調査を依頼する場合がありますので、その際も積極的なご協力をお願いいたします。
- ② 当社が必要と判断した場合、お取引先様の化学物質の管理状況を確認させていただきます。確認方法は「調達先環境監査チェックシート」を用いて立ち合い監査または自主監査のいずれかで実施いたします。
- ③ 禁止・制限物質の取扱いがある場合は、各工程において当該物質が製品に含有されない管理体制を構築して化学物質管理を徹底するとともに、当該物質の取扱い中止や適正物質への切り替え等を進めてください。
- ④ 上述③の化学物質調査においては、当社の顧客が指定する様式、或いは化学物質情報収集・管理システム「IMDS」や「JAMAシート」への登録をお願いする場合がありますので、2次以降の調達先様の内容と合わせてご対応をよろしくお願いいたします。

## (8) 生物多様性の保全

事業活動による周辺環境や生物多様性へ与える影響を把握し、負荷の低減に努める。

## 5) 安全・品質

### (1) 消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品を開発・提供する。

### (2) 製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

(3) **製品・サービスの安全確保**

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

(4) **製品・サービスの品質確保**

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

## 6) 事業継続計画（BCP）

(1) **事業継続計画（BCP）の策定と準備**

災害などの不測の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を整備する。

## 7) 情報開示

(1) **ステークホルダーへの情報の開示**

財務状況・業績、本ガイドラインに定める分野を含む事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

## 8) 社会貢献

(1) **地域社会との調和**

事業所が所在する地域の皆さまから、その地域社会の一員として信頼されるとともに、地域社会の発展に貢献する。また、その国や地域の文化、慣習を尊重し配慮した事業活動を行い、国際的にも良き企業市民としての役割を果たす。

## **9. 本ガイドラインに関するお問い合わせ先**

本ガイドラインに関する不明点等につきましては、本ガイドライン配布元の以下の部署までお問い合わせください。

株式会社オーハシテクニカ

調達部

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル10階

電話 03-5776-4720

FAX 03-5776-4732

以上

## オーハシテクニカグループ サプライヤーサステナビリティ ガイドライン同意確認書

「オーハシテクニカグループサプライヤーサステナビリティガイドライン(2025 年●月発行)」の趣旨を理解し、オーハシテクニカグループに供給するすべての製品・サービスに関して、本ガイドラインの要請に準ずることに同意いたします。

※代表者（もしくは担当役員などサステナビリティ活動を統括される責任者）によるご署名をお願いいたします。また、本確認書は、サステナビリティに関わる管理責任者（前述の代表者・担当役員等。不在の場合は環境管理責任者）および担当者の登録書を兼ねるものとします。

貴社名：

サプライヤーコード：  
(不明の場合は未記入で結構です)

所属・役職：

署名（代表者または管理責任者）：  
(直筆又は記名＋押印)

印

署名日：

担当者（氏名）：

所属・役職：

E-mail：

電話番号：

ご署名後、PDF化の上、以下の送付先アドレスまでメールにてご送付いただきますようお願いいたします。

送付先： 株式会社オーハシテクニカ 調達部  
E-mail : [supplier\\_sustainability@ohashi.co.jp](mailto:supplier_sustainability@ohashi.co.jp)

**オーハシテクニカグループお取引先**  
**サステナビリティに関わる管理責任者および担当者の登録変更届**

サステナビリティに関わる管理責任者（不在の場合は環境管理責任者）および担当者について、以下の通り登録情報の変更をお願いいたします。

登録変更日	
会社名	
サプライヤーコード <small>（不明の場合は未記入で結構です）</small>	

**【変更内容】** （変更箇所のみ記入。不変の箇所は空欄）

管理責任者（氏名）	
管理責任者の所属・役職	

担当者（氏名）	
担当者の所属・役職	
E-mail	
電話番号	

ご記入後、PDF化の上、以下の送付先アドレスまでメールにて送付いただきますようお願いいたします。

送付先： 株式会社オーハシテクニカ 調達部

E-mail : [supplier\\_sustainability@ohashi.co.jp](mailto:supplier_sustainability@ohashi.co.jp)